

西区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1. 変更の概要

(1) 変更種目：用途変更

(2) 変更概要

番号	変更箇所 (大字, 字, 地番)	変更前の 用途区分	変更理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後 の用途
1	新潟市西区新通字辻場下 ヶ北沢 2110 番地の内一部 外 1 筆	農用地	法第 10 条 3 項第 4 号該当 具体的理由：堆肥製造・貯蔵施設 設置のため	851 m ² (田)	農業用 施設用地
2	新潟市西区鳥原字五年 978 番	農用地	法第 10 条 3 項第 4 号該当 具体的理由：農作業場・農機具 格納庫建設のため	479 m ² (田)	農業用 施設用地

2. 変更理由

○番号 1

【堆肥化处理・貯蔵施設用地】

新潟市西区新通地区において、堆肥化处理・貯蔵施設用地として変更を行うものである。

申出者は、西区新通で米を生産している農業者である。

今後、コスト削減のため、堆肥製造を計画している。異臭や周辺道路を汚損することを懸念し自宅周辺を避け、また、申請者が所有する農機具格納庫等に隣接する当該地に設置することで作業効率も良いことから、堆肥化处理・貯蔵施設を設置するために土地を選定したもので、やむを得ず西区農業振興地域整備計画を変更し、用地を確保するものである。

○番号 2

【農業作業場・農機具格納庫用地】

新潟市西区鳥原地区において、農作業場用地として変更を行うものである。

申出者は、西区鳥原で米、露地野菜を生産している農業者である。

令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震で農舎が被災し、農作業場と農機具格納庫の建て替えが必要となったが、農作業場は米乾燥調製施設の用途も含むことから、現在の敷地周辺では住宅化が進み、近隣への騒音・粉塵の影響が懸念されるため、住宅地から離れた当該地に建設する必要があることから、農作業場及び農機具格納庫を設置するために土地を選定したもので、やむを得ず西区農業振興地域整備計画を変更し、用地を確保するものである。

3. 変更箇所及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

4. 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して8年未経過のもの）

事業名	工期	受益面積	除外面積	事業調整の結果
国営かんがい排水事業 新川流域2期	平成26年度～ 令和9年度	19,535ha	0.133ha	事業実施中の地区であるが、受益面積のうち除外面積が微少であることから、当該地区に及ぼす影響は軽微なものでありやむを得ない。
県営かんがい排水事業 （併せ行う農業防災排水事業） 西蒲原排水1～4期	昭和62年度～ 令和8年度	16,459ha	0.133ha	事業実施中の地区であるが、受益面積のうち除外面積が微少であることから、当該地区に及ぼす影響は軽微なものでありやむを得ない。

5. 変更経過

○番号1

日付	事項
令和6年9月26日	新潟市西区農業振興地域整備計画変更案に係る12条公告（用途変更）

○番号2

日付	事項
令和6年11月25日	新潟市西区農業振興地域整備計画変更案に係る12条公告（用途変更）

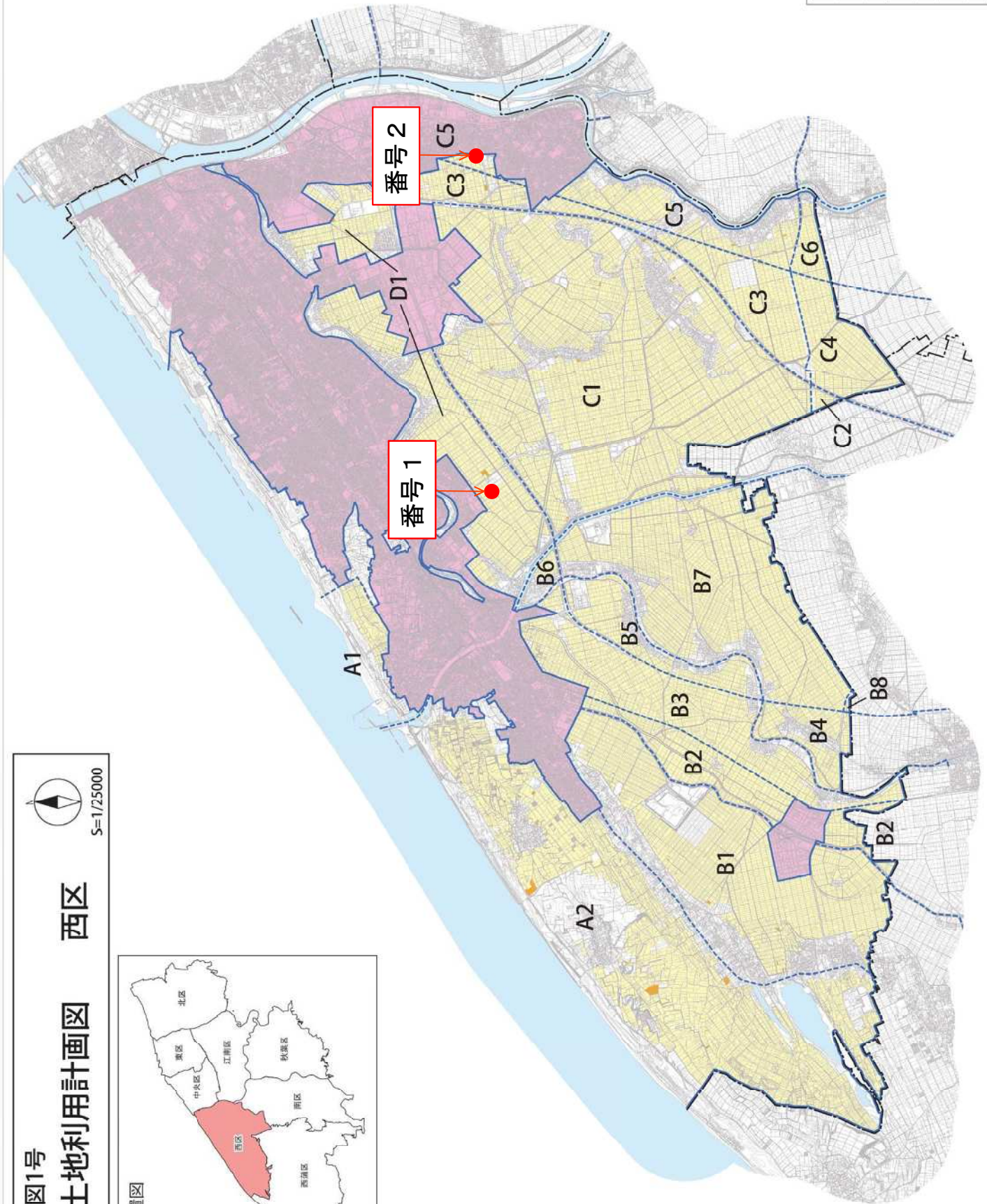
付図1号

土地利用計画図 西区



S=1/25000

位置図

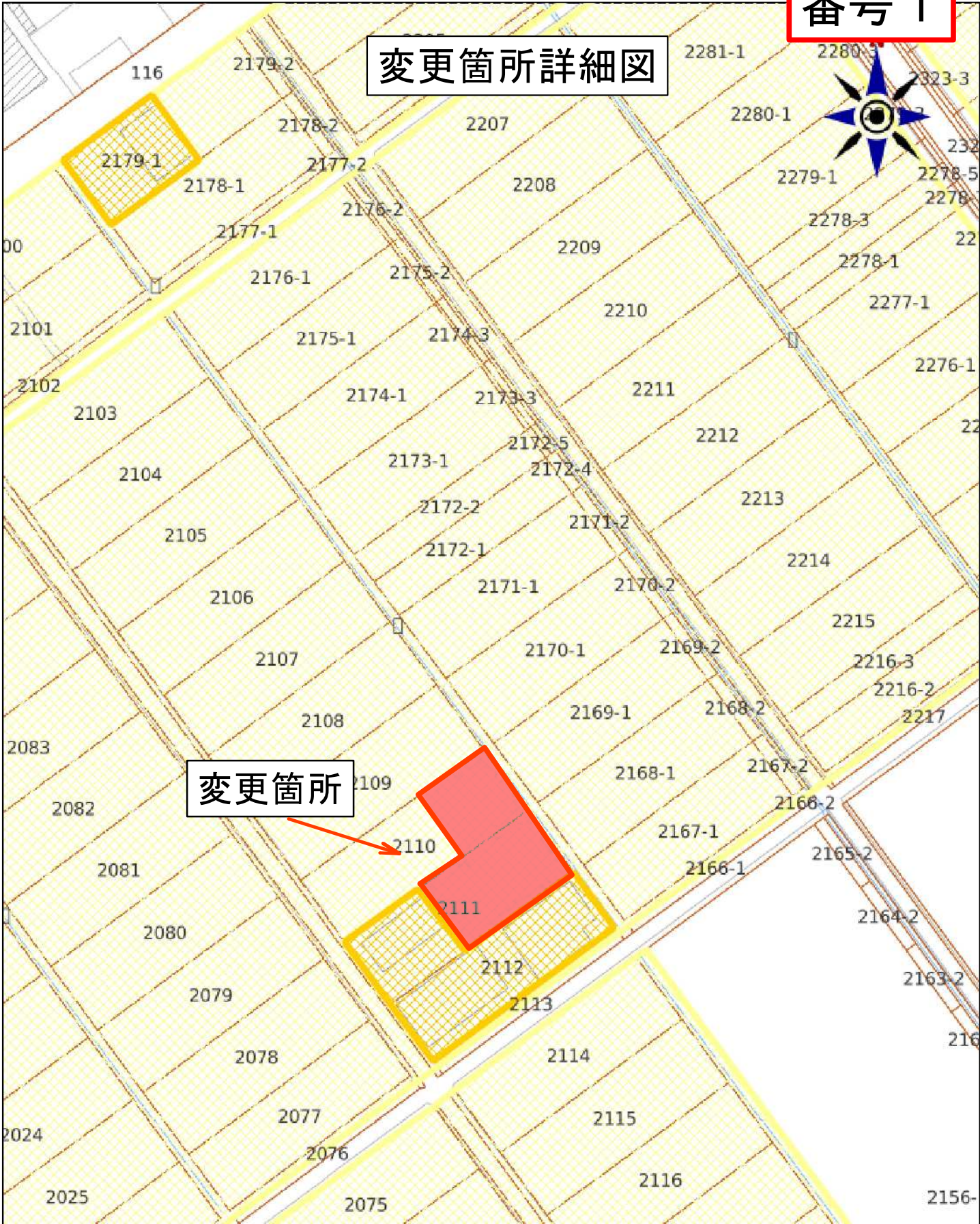


凡例

—	行政区界
—	農業振興地域界
---	地区区域界
■ (Yellow)	農振農用地
■ (Light Green)	採草放牧地
■ (Orange)	農業用施設用地
■ (Pink)	用途区域

番号 1

変更箇所詳細図



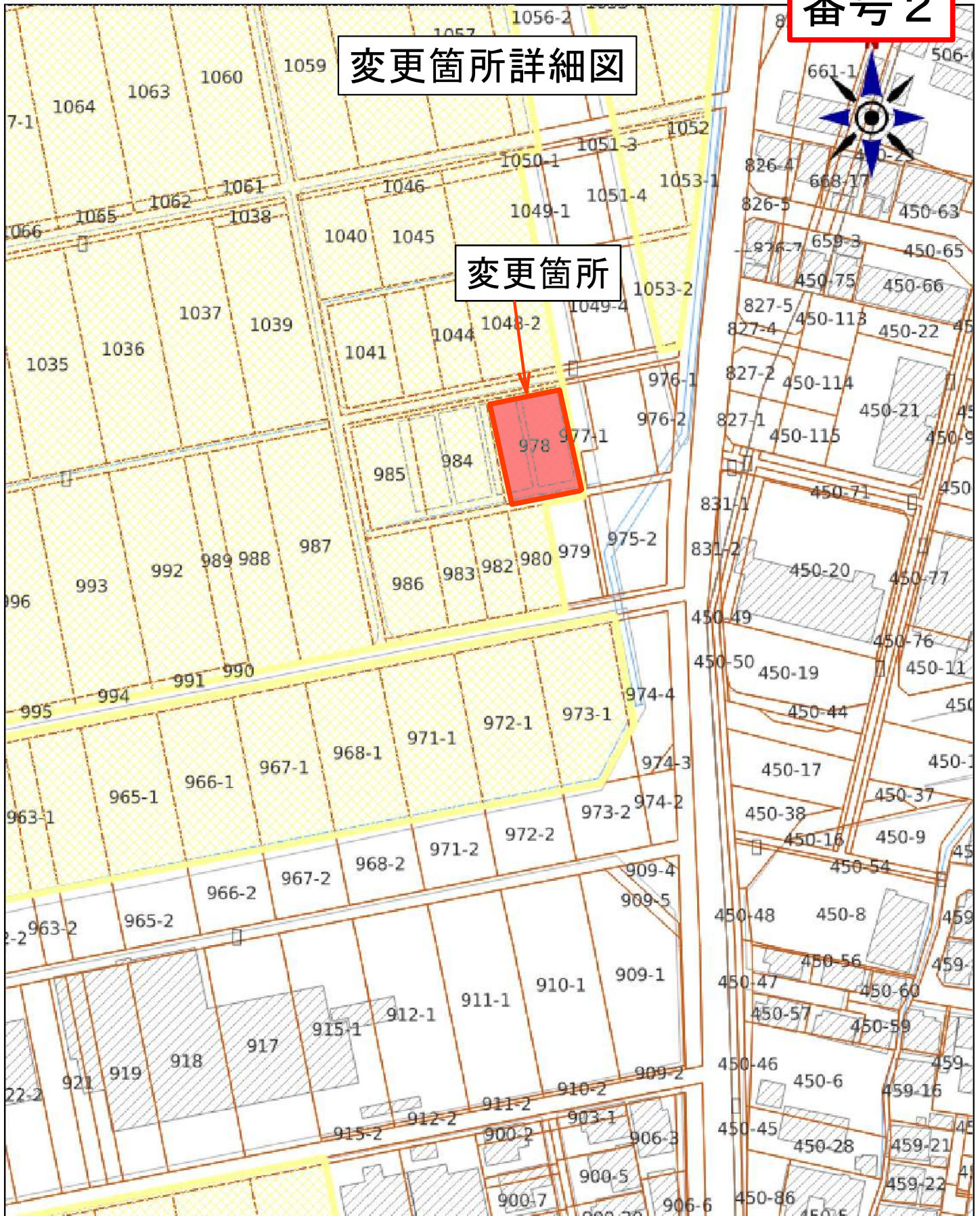
変更箇所

- <凡例>
- 変更箇所
 - 農用地区域
 - 農用地区域以外
 - 農業用施設用地

番号 2

変更箇所詳細図

変更箇所



- <凡例>
- 変更箇所
 - 農用地区域
 - 農用地区域以外
 - 農業用施設用地